

平成29年度三豊市における障害者就労施設等からの 物品等調達方針

1.目的

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律(平成24年法律第50号。以下「法」という。)第9条第1項の規定に基づき、障害者就労施設等〔別紙1〕からの物品等〔別紙2〕の調達の推進を図るため、以下のとおり方針を定めるものである。

2.適用範囲

この方針は、三豊市の物品等の調達に適用する。

3.調達目標

三豊市が施設等から調達する品目と目標は、以下のとおりとする。

(単位:千円)

品 目		内 容	H29年度目標	備考
需用費	印刷製本	窓あき封筒印刷	308	
役務	清掃・施設管理	公園清掃 1,200円/人日	622	指定管理 運營業務
	その他のサービス・役務	リサイクル処理保管業務 缶 10円/kg ビン 16円/kg ペット 21円/kg	11,640	
貯蔵品	量水器取替	水道メーター購入105個	784	
合計			13,354	

4.調達の実施

障害者就労施設等からの物品等の調達については、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)、三豊市会計規則(平成18年規則第55号)及び地方公営企業法施行令(昭和27年9月3日政令第403号)に基づき、予算の適正な執行に配慮しつつ障害者就労施設等から随意契約を活用することにより、物品等の調達を行うものとする。